
令和8年度第1回
富津市国民健康保険事業運営協議会

令和8年8月6日(木)

市民部国民健康保険課・納税課
健康福祉部健康づくり課

目 次

協議事項

会長・副会長の選挙について	 1
---------------	---------

報告事項

令和 7 年度富津市国民健康保険事業特別会計決算（案）について	 2～11
---------------------------------	------------

協議事項

会長及び副会長の選挙について

会長及び副会長の選挙について

国民健康保険法施行令 抜粋

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

報告事項

令和 7 年度富津市国民健康保険事業
特別会計決算（案）について

報告事項

令和7年度富津市国民健康保険事業特別会計決算（案）
（歳入）

（単位：円、令和8年5月31日現在）

科 目		令和7年度 予算現額 （a）	令和7年度 決算額 （b）	差引 （b－a）	令和6年度 決算額 （c）	決算額比較 （b－c）	補足 説明	歳 入 の 項 目 説 明
1 款 国民健康保険税		892,520,000	886,539,157	△ 5,980,843	908,851,061	△ 22,311,904	○	国民健康保険税は、県に納付する国民健康保険事業費納付金と、市国保単独事業を行うための財源となる。 医療給付費分 国民健康保険事業費納付金の医療給付分と、特定健診等の費用など市国保単独事業の財源となる。 後期高齢者支援金分 国民健康保険事業費納付金の後期高齢者支援金等分の財源となる。 介護納付金 国民健康保険事業費納付金の介護納付金分の財源となる。40歳以上64歳までの介護保険第2号被保険者に賦課する。 令和7年度の退職被保険者分について 退職者医療制度の廃止に係る経過措置の終了（令和6年3月）に伴う歳入歳出予算の款項目の区分の改正により、科目を廃止したが令和6年度決算との比較のため掲載している。 【決算収納率】 令和7年度（現年度分）94.55%（滞納繰越分）28.28% 令和6年度（現年度分）94.52%（滞納繰越分）31.24%
一般被保険者分		892,520,000	886,539,157	△ 5,980,843	908,802,011	△ 22,262,854		
現年分	医療給付費分	569,181,000	567,589,018	△ 1,591,982	574,420,611	△ 6,831,593		
	後期高齢者支援金分	196,315,000	195,498,722	△ 816,278	196,739,052	△ 1,240,330		
	介護納付金分	74,834,000	71,979,052	△ 2,854,948	70,528,886	1,450,166		
滞納繰越分	医療給付費分	35,336,000	34,171,123	△ 1,164,877	45,148,818	△ 10,977,695		
	後期高齢者支援金分	10,731,000	10,731,043	43	13,625,608	△ 2,894,565		
	介護納付金分	6,123,000	6,570,199	447,199	8,339,036	△ 1,768,837		
退職被保険者分					49,050	△ 49,050		
滞納繰越分	医療給付費分				37,483	△ 37,483		
	後期高齢者支援金分				7,596	△ 7,596		
	介護納付金分				3,971	△ 3,971		
2 款 使用料及び手数料		300,000	252,800	△ 47,200	309,000	△ 56,200		督促手数料は、1件50円
3 款 国庫支出金		1,142,000	917,000	△ 225,000	1,093,000	△ 176,000		災害臨時特例補助金とは、災害等に伴う保険税の減免及び療養の給付に係る一部負担金の減免の特例措置を実施した際に保険者の負担増額分が国から補助されるもの。 【東日本大震災】補助率は7／10。残りの3／10に相当する額は特別調整交付金の交付対象 令和7年度は、対象者が0人となったため予算、決算ともに0円 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業のうち、国民健康保険基幹システム標準化に伴う高額療養費支給システム外付け対応のための改修に係る補助金 子ども・子育て支援金制度の開始に伴う国民健康保険基幹系システムの改修に係る補助金 マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行に伴う紙の被保険者証から資格確認書等の発行に変更となることの周知等を行う補助対象経費について国から全額補助されるもの。
国庫補助金		1,142,000	917,000	△ 225,000	1,093,000	△ 176,000		
災害臨時特例補助金		0	0	0	4,000	△ 4,000		
デジタル基盤改革支援補助金		660,000	435,000	△ 225,000	0	435,000		
子ども・子育て支援事業費補助金		385,000	385,000	0	0	385,000		
社会保障・税番号制度システム整備費補助金		97,000	97,000	0	1,089,000	△ 992,000		
4 款 県支出金		3,860,848,000	3,173,038,993	△ 687,809,007	3,565,804,319	△ 392,765,326	○	保険給付費にかかる費用に対して交付される交付金 医療費の適正化に向けた取組に対する支援として交付される保険者努力支援制度による交付金 特別調整交付金 保険者間での財政力の不均衡を調整するための交付金。国、県それぞれで交付分がある。 市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の2／3を交付するもの。健診基本額の2／3が補助される。 健康増進法に基づく保健事業（特定健康診査に係るもの）に要する費用のうち、基本額の3分の2が補助される。
県負担金		3,860,848,000	3,173,038,993	△ 687,809,007	3,565,804,319	△ 392,765,326		
普通交付金		3,783,838,000	3,089,905,993	△ 693,932,007	3,473,714,319	△ 383,808,326	○	
特別交付金	保険者努力支援分	15,919,000	26,942,000	11,023,000	32,492,000	△ 5,550,000	○	
	特別調整交付金（市町村分）	9,357,000	10,613,000	1,256,000	11,601,000	△ 988,000		
	県繰入金分（2号分）	33,752,000	28,448,000	△ 5,304,000	30,113,000	△ 1,665,000		
	特定健康診査等負担金	14,848,000	14,848,000	0	15,674,000	△ 826,000		
	健康増進事業費補助金	3,134,000	2,282,000	△ 852,000	2,210,000	72,000		
5 款 財産収入		712,000	710,668	△ 1,332	189,805	520,863		国民健康保険基金の利子
6 款 繰入金		522,788,000	513,695,022	△ 9,092,978	574,143,997	△ 60,448,975	○	一般会計および国民健康保険基金から繰入されるもの。 法令及び地方財政計画に基づいて一般会計から繰入されるもの。 低所得者の保険税軽減分等を補填する保険基盤安定繰入金 低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税を軽減する保険基盤安定繰入金 未就学児の国民健康保険税均等割額軽減分を補填する繰入金 国民健康保険事業のうち総務関係事務費の繰入金 出産育児一時金の2／3の額を支援するための繰入金 国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入金 職員の人件費の繰入金 産前産後期間（4又は6ヶ月間）の国民健康保険税の減額に関する減額相当額に応じた繰入金 令和6年度は減額対象となった額の総額に3／7、令和7年度は12／7を乗じて得た額
一般会計繰入金		420,966,000	411,873,022	△ 9,092,978	424,143,997	△ 12,270,975		
保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）		139,914,000	139,913,400	△ 600	151,034,000	△ 11,120,600		
保険基盤安定繰入金（保険者支援分）		86,158,000	86,157,245	△ 755	84,027,378	2,129,867		
未就学児均等割保険税繰入金		1,632,000	1,631,267	△ 733	1,523,591	107,676		
事務費繰入金		31,562,000	27,500,050	△ 4,061,950	27,963,315	△ 463,265		
出産育児一時金繰入金		5,334,000	4,605,401	△ 728,599	6,008,000	△ 1,402,599		
財政安定化支援事業繰入金		18,610,000	18,547,313	△ 62,687	18,607,062	△ 59,749	○	
職員給与費等繰入金		137,249,000	133,011,770	△ 4,237,230	134,330,540	△ 1,318,770		
産前産後保険税繰入金		507,000	506,576	△ 424	650,111	△ 143,535		
国民健康保険基金繰入金		101,822,000	101,822,000	0	150,000,000	△ 48,178,000	○	
7 款 繰越金		20,487,000	20,486,526	△ 474	49,775,115	△ 29,288,589		前年度に発生した剰余金
8 款 諸収入		29,024,000	53,128,334	24,104,334	58,083,424	△ 4,955,090		国民健康保険税の延滞金、第三者行為や不当利得等による保険給付費の返納金などの収入
歳 入 総 額		5,327,821,000	4,648,768,500	△ 679,052,500	5,158,249,721	△ 509,481,221		

報告事項

(歳出)								(単位：円、令和8年5月31日現在)
科	目	令和7年度 予算現額 (d)	令和7年度 決算額 (e)	差引 (d－e)	令和6年度 決算額 (f)	決算額比較 (e－f)	補足 説明	歳 出 の 項 目 説 明
1 款	総務費	170,255,000	162,120,917	8,134,083	165,106,493	△ 2,985,576		国民健康保険事業を運営するための事務費、職員の人件費、運営協議会費及び国保連合会事務費に係る負担金
	総務管理費	141,909,000	136,853,370	5,055,630	139,206,678	△ 2,353,308		
	徴税費	27,285,000	24,406,584	2,878,416	24,977,940	△ 571,356		
	運営協議会費	412,000	234,371	177,629	280,228	△ 45,857		
	趣旨普及費	649,000	626,592	22,408	641,647	△ 15,055		
2 款	保険給付費	3,797,442,000	3,120,182,256	677,259,744	3,512,277,380	△ 392,095,124	○	被保険者が医療を受けたとき及び医師の処方箋により調剤薬局で調剤を受けたときに、3割又は2割の自己負担金を医療機関の窓口で支払った残りの7割又は8割の額の国民健康保険からの保険給付 柔整療養費、鍼、灸、あんま及びマッサージに係る療養費、補装具に係る療養費などで、申請に基づき支給 医療機関等の窓口で支払った3割又は2割の自己負担額の1箇月の負担額が被保険者の所得に応じて定められる限度額を超えた場合、その超えた部分を高額療養費として申請に基づき支給 1年間の介護サービス費と医療費それぞれの自己負担額を合算した額が限度額を超えた場合に支給 被保険者が分娩をしたときに支給。支払手数料は、分娩費に充てるため出産育児一時金を医療機関に直接支払うときの国保連に支払う手数料 被保険者が死亡し、その死亡した被保険者の葬祭を行った者に支給 病气やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的の必要があり、移送された場合に支給 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金（令和5年5月8日適用期間終了）
	療養諸費	3,255,938,000	2,703,443,939	552,494,061	3,017,775,284	△ 314,331,345	○	
	療養給付費	3,222,000,000	2,674,643,622	547,356,378	2,990,982,605	△ 316,338,983		
	療養費	22,000,000	19,236,451	2,763,549	20,430,923	△ 1,194,472		
	審査支払手数料	11,938,000	9,563,866	2,374,134	6,361,756	3,202,110		
	高額療養諸費	527,800,000	406,527,486	121,272,514	481,192,761	△ 74,665,275	○	
	高額療養費	527,000,000	406,002,890	120,997,110	480,780,404	△ 74,777,514		
	高額介護合算療養費	800,000	524,596	275,404	412,357	112,239		
	出産育児諸費	8,004,000	6,910,831	1,093,169	9,015,780	△ 2,104,949		
	出産育児一時金	8,000,000	6,908,101	1,091,899	9,012,000	△ 2,103,899	○	
	支払手数料	4,000	2,730	1,270	3,780	△ 1,050		
	葬祭諸費	5,500,000	3,300,000	2,200,000	4,200,000	△ 900,000		
	移送費	100,000	0	100,000	93,555	△ 93,555		
	傷病手当金	100,000	0	100,000	0	0	○	
3 款	国民健康保険事業費納付金	1,234,768,000	1,233,845,046	922,954	1,327,953,461	△ 94,108,415	○	市町村に割り当てられる県に納付する国民健康保険事業費納付金
	医療給付費分	843,460,000	843,152,591	307,409	910,802,278	△ 67,649,687		
	後期高齢者支金等分	293,523,000	293,215,215	307,785	312,476,909	△ 19,261,694		
	介護納付金分	97,785,000	97,477,240	307,760	104,674,274	△ 7,197,034		
共同事業拠出金		0	0	0	0	0		退職者医療制度の対象者を把握するための年金受給者一覧作成に係る国保連への経費
4 款	保健事業費	85,899,000	82,101,619	3,797,381	78,511,492	3,590,127		被保険者の健康維持増進のための事業、医療給付費の適正化のための事業などを行う経費で、特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック費用助成、レセプト点検などに要する経費
	特定健康診査等事業費	49,935,000	48,159,901	1,775,099	45,948,643	2,211,258	○	
	保健事業費	35,964,000	33,941,718	2,022,282	32,562,849	1,378,869		
5 款	基金積立金	18,034,000	18,033,194	806	46,567,920	△ 28,534,726	○	前年度に発生した剰余金及び国民健康保険基金に係る利子を基金に積立
6 款	公債費	100,000	0	100,000	0	0		
7 款	諸支出金	11,323,000	8,783,808	2,539,192	7,346,449	1,437,359		過年度分に係る国民健康保険税の還付金や前年度に超過交付を受けた国・県負担金などの返還金
8 款	予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	0		
歳 出 総 額		5,327,821,000	4,625,066,840	702,754,160	5,137,763,195	△ 512,696,355		
歳 入 歳 出 差 引 額		0	23,701,660		20,486,526	3,215,134		
実質単年度収支 【単年度収支（当該年度の実質収支－前年度の実質収支）＋基金積立金－基金取崩額】			△ 80,573,672		△ 132,720,669	52,146,997		単年度収支から実質的な黒字要素（基金積立金）や赤字要素（基金取崩額）を加減したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標

(参考)		
	令和7年度決算額	令和6年度決算額
3月31日現在基金残高	431,077,944	514,866,750
1人当たりの保険税額（現年分）	105,901	100,925
1人当たりの保険給付費額	369,439	393,710

《令和 7 年度富津市国民健康保険事業特別会計決算（案）（抜粋）》

● 国保加入の状況

区分	年度末		年間平均	
	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度
世 帯 数（世帯）	5,569	5,874	5,788	6,062
被保険者数（人）	7,956	8,490	8,340	8,823

※ 年間平均は、各月末における世帯・被保険者数の前年度 3 月から当該年度 2 月までの合計を 12 で除した数

- ・本市人口の減少及び後期高齢者医療制度への移行等により、被保険者数は減少となった。

● 歳 入 （単位：円）

1 款 国民健康保険税

令和 7 年度 予算現額 (a)	令和 7 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 6 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
892,520,000	886,539,157	△ 5,980,843	908,851,061	△ 22,311,904

- ・ 1 人当たりの保険税額及び収納率は、前年度に比べ増加したものの、被保険者数の減少により、国民健康保険税の総額は減少となった。

決算収納率

現 年 度 分：令和 7 年度 94.55% （令和 6 年度 94.52%） （前年度比 +0.03）
 滞納繰越分：令和 7 年度 28.28% （令和 6 年度 31.24%） （前年度比 ▲2.96）

（参考）

- ・ 就学児以上 18 歳以下の被保険者に係る国民健康保険税均等割額の減額の状況

世帯数	被保険者数	軽減額（円）		
		基礎課税額分	後期高齢者支援金等分	合計
291	458	2,974,100	992,100	3,966,200

4 款 県支出金

令和 7 年度 予算現額 (a)	令和 7 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 6 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
3,860,848,000	3,173,038,993	△ 687,809,007	3,565,804,319	△ 392,765,326

普通交付金

令和 7 年度 予算現額 (a)	令和 7 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 6 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
3,783,838,000	3,089,905,993	△ 693,932,007	3,473,714,319	△ 383,808,326

- ・保険給付費に係る費用に対して交付される交付金

1 人当たり給付額の減及び被保険者数の減少により、保険給付費が大きく減額となったことから、交付金も減額となった。

特別交付金 保険者努力支援制度分

令和 7 年度 予算現額 (a)	令和 7 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 6 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
15,919,000	26,942,000	11,023,000	32,492,000	△ 5,550,000

- ・医療費適正化等の取組が評価され、獲得した点数と被保険者数に応じて交付される特別交付金

取組評価分は、指標のうち、「データヘルス計画の実施状況」と「地域包括ケア推進・一体的実施の取組状況」の項目が満点となったほか、「特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率、メタボ該当者及び予備群の減少率」の項目が 125 点中 85 点で県内の平均得点（県内平均 21.39 点）を大きく上回ったこと等取組が評価され、獲得点数は、県内で 1 位となったが、被保険者数の減及び 1 点当たりの交付額が減額となったことから前年度と比較して減額となった。

事業費分は、国保ヘルスアップ事業を対象とするもので、生活習慣病の重症化予防等の取組に加え、重複・多剤服薬者に対する取組について、対象者を一括抽出するシステムを導入したこと等により増額となった。

取組評価（令和 7 年度 15,655,000 円、令和 6 年度 21,956,000 円）

令和 7 年度 677 点/988 点 千葉県内順位：1 位/54 市町村

令和 6 年度 587 点/840 点 千葉県内順位：2 位/54 市町村

事業費分（令和 7 年度 11,287,000 円、令和 6 年度 10,536,000 円）

6 款 繰入金

令和 7 年度 予算現額 (a)	令和 7 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 6 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
522,788,000	513,695,022	△ 9,092,978	574,143,997	△ 60,448,975

財政安定化支援事業繰入金

令和 7 年度 予算現額 (a)	令和 7 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 6 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
18,610,000	18,547,313	△ 62,687	18,607,062	△ 59,749

- ・国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入金

国民健康保険税の軽減世帯の割合が高い場合（軽減を受ける世帯の割合が 57%以上）又は被保険者のうち高齢の被保険者の割合が高い場合（60 歳～74 歳の加入者割合が 42%以上）に繰入れの対象となる。

令和 7 年度は、軽減世帯の割合が 55.24%のため、前年度に引き続き国が示す繰入れ基準の 57%を下回ったことで、高齢者の加入割合が高い場合の繰入れ基準のみ該当となったことから、約 6 万円の減額となった。

国民健康保険基金繰入金

令和 7 年度 予算現額 (a)	令和 7 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 6 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
101,822,000	101,822,000	0	150,000,000	△ 48,178,000

- ・国民健康保険の健全な運営に資するため、前年度剰余金に国民健康保険基金に係る利子を加算し、県支出金返還金を差し引いた額を積み立てている基金からの繰入金。

令和 7 年度は、事業費納付金の減額（約 9,400 万円減）が保険税の減額（約 2,200 万円減）を上回ったこと等により、実質単年度収支※ 1 の赤字額が減（約 5,215 万円減）なったことから、基金の繰入れが約 4,800 万円の減額となった。

補足 千葉県が算定する富津市の標準保険税率※ 2 が、前年度と同様に市の税率を概ね上回っているが、被保険者の所得の増加に伴い 1 人当たり保険税収入額が増加したことから、事業費納付金の減額と比較して保険税の減収が抑えられたものと見込まれる。

※ 1 実質単年度収支：前年度からの繰越金や基金への積立て、基金からの繰入れがなかったものとした場合の実質的な一年度中の収入と支出の差引額。

※ 2 標準保険税率：事業費納付金を県に納付するうえで、収入不足（赤字）にならないために必要な保険税率として、千葉県が市町村別に算定するもので、これを下回る保険税率である場合は基本的に赤字の運営となる。

【参考】標準保険税率と富津市の税率との差（単位：所得割＝％、均等割＝円）

	令和 7 年度						令和 6 年度					
	医療分		後期分		介護分		医療分		後期分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
富津市の保険税率①	6.90	39,000	2.40	13,000	2.40	14,000	6.90	39,000	2.40	13,000	2.40	14,000
千葉県が算定した標準保険税率②	8.04	45,975	2.67	14,738	2.52	13,634	7.85	46,385	2.66	15,065	2.49	13,994
①－②	△1.14	△6,975	△0.27	△1,738	△0.12	366	△0.95	△7,385	△0.26	△2,065	△0.09	6

【歳入総額】

令和7年度 予算現額 (a)	令和7年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和6年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
5,327,821,000	4,648,768,500	△679,052,500	5,158,249,721	△509,481,221

令和6年度決算額からの主な減額理由

- ・ 4 款 県支出金のうち、普通交付金が、1 人当たり給付費の減及び被保険者数の減少等の理由により保険給付費が大きく減額となったこと。
- ・ 6 款 繰入金のうち、基金繰入金が、実質単年度収支の改善に伴い大きく減額となったこと。

※普通交付金	(令和7年度決算額)	3,089,905,993 円
	(令和6年度決算額)	3,473,714,319 円
	(決算額比較)	△383,808,326 円

※国民健康保険基金繰入金	(令和7年度決算額)	101,822,000 円
	(令和6年度決算額)	150,000,000 円
	(決算額比較)	△48,178,000 円

● 歳 出 （単位：円）

2 款 保険給付費

令和 7 年度 予算現額 (d)	令和 7 年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和 6 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
3,797,442,000	3,120,182,256	677,259,744	3,512,277,380	△ 392,095,124

療養諸費

令和 7 年度 予算現額 (d)	令和 7 年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和 6 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
3,255,938,000	2,703,443,939	552,494,061	3,017,775,284	△ 314,331,345

高額療養諸費

令和 7 年度 予算現額 (d)	令和 7 年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和 6 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
527,800,000	406,527,486	121,272,514	481,192,761	△ 74,665,275

・被保険者が医療機関の窓口で支払った自己負担額の残りにあたる、7割または8割を保険者（市）が負担するもの（療養諸費）や、自己負担額限度額を超えた部分を給付するもの（高額療養諸費）。

1人当たりの保険給付費額の減及び被保険者数の減少により、療養諸費及び高額療養諸費ともに大きく減額となった。

出産育児一時金

令和 7 年度 予算現額 (d)	令和 7 年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和 6 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
8,000,000	6,908,101	1,091,899	9,012,000	△ 2,103,899

・被保険者が出産した場合に一時金（50万円）を給付するもの。

令和 7 年度 14 件 （令和 6 年度 18 件）

3 款 国民健康保険事業費納付金

令和 7 年度 予算現額 (d)	令和 7 年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和 6 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
1, 234, 768, 000	1, 233, 845, 046	922, 954	1, 327, 953, 461	△ 94, 108, 415

- ・千葉県内市町村の国民健康保険被保険者の保険給付費等に充てるため、県が各市町村の所得や被保険者数、1 人当たりの医療費を基に算定する納付金。市町村が県に納付した事業費納付金（医療分）は、各市町村の被保険者の保険給付費の財源として普通交付金により交付される。

令和 7 年度は、千葉県全体の保険給付費の減及び富津市の医療費指数が 2 年連続で減となったことによる納付金配分比率の減等により約 9, 400 万円の減額となった。

4 款 保健事業費

令和 7 年度 予算現額 (d)	令和 7 年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和 6 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
85, 899, 000	82, 101, 619	3, 797, 381	78, 511, 492	3, 590, 127

特定健康診査等事業費

令和 7 年度 予算現額 (d)	令和 7 年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和 6 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
49, 935, 000	48, 159, 901	1, 775, 099	45, 948, 643	2, 211, 258

- ・地区担当保健師等による未受診者への健診受診勧奨訪問や A I を活用して対象者の特性に応じた 7 種類の健診受診勧奨ハガキを送付する等、健診受診勧奨を実施し、受診率は初めて 50% を超え、過去最高となる見込み。

特定保健指導実施率については、国の目標 60% を達成し、昨年度と同等となる見込み。

特定健康診査 受診率: 令和 7 年度 50. 7% (令和 6 年度 48. 1%) (前年度比 +2. 6)

特定保健指導 実施率: 令和 7 年度 71. 7% (令和 6 年度 73. 5%) (前年度比 △1. 8)

※令和 7 年度は令和 8 年 6 月末時点の暫定値

特定保健指導実施率については、今後登録が完了することで、73% 代となる見込み

5 款 基金積立金

令和 7 年度 予算現額 (d)	令和 7 年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和 6 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
18,034,000	18,033,194	806	46,567,920	△ 28,534,726

・前年度剰余金に国民健康保険基金に係る利子を加算し、県支出金返還金を差し引いた額を、基金に積み立てるもの。

(前年度剰余金) + (利 子) - (県支出金返還金) = (基金積立金)

20,486,526 円 + 710,668 円 - 3,164,000 円 = 18,033,194 円

(参考)

- ・基金残高 令和 7 年度末 431,077,944 円
令和 6 年度末 514,866,750 円

【歳出総額】

令和 7 年度 予算現額 (d)	令和 7 年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和 6 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
5,327,821,000	4,625,066,840	702,754,160	5,137,763,195	△512,696,355

令和 6 年度決算額からの主な減額理由

- ・ 2 款 保険給付費のうち、療養諸費と高額療養諸費が、被保険者数の減少及び 1 人当たり給付額の減により大きく減額となったため。

※療養諸費 (令和 7 年度決算額) 2,703,443,939 円
(令和 6 年度決算額) 3,017,775,284 円
(決算額比較) △314,331,345 円

- ・ 3 款 国民健康保険事業費納付金が、千葉県全体の保険給付費の減及び富津市の医療費指数が 2 年連続で減となったことによる納付金配分比率の減等により大きく減額となったため。

※国民健康保険事業費納付金 (令和 7 年度決算額) 1,233,845,046 円
(令和 6 年度決算額) 1,327,953,461 円
(決算額比較) △ 94,108,415 円

● 歳入歳出差引額 （単位：円）

歳入決算額	4,648,768,500
歳出決算額	4,625,066,840
歳入歳出差引額	23,701,660

	令和7年度	令和6年度
実質単年度収支	△ 80,573,672	△ 132,720,669
1人当たりの保険税額	105,901	100,925
1人当たりの保険給付費額	369,439	393,710

※ 1人当たりの保険税額が増額になった主な理由

被保険者の1人当たり所得金額の増加による。

※ 1人当たりの保険給付費額が減額になった主な理由

1人当たりの受診件数が減少したこと、医療費の負担が大きい70歳以上の被保険者数が減少したこと等による。

1人当たりの診療費 令和7年度 437,810円（令和6年度 460,949円）

1人当たりの受診件数 令和7年度 18.54件（令和6年度 18.84件）

区分	令和6年度					令和7年度				
	被保険者数	構成比	保険給付費	構成比	1人当たり給付費	被保険者数	構成比	保険給付費	構成比	1人当たり給付費
70歳未満	4,365	49.5%	1,208,972	34.8%	276,970	4,207	50.4%	1,150,621	37.3%	273,502
70～74歳 （前期高齢者）	4,458	50.5%	2,264,732	65.2%	508,015	4,133	49.6%	1,930,494	62.7%	467,093
全体	8,823	100.0%	3,473,704	100.0%	393,710	8,340	100.0%	3,081,116	100.0%	369,438

区分	令和7年度－令和6年度				
	被保険者数	構成比	保険給付費	構成比	1人当たり給付費
70歳未満	-158	32.7%	-58,351	14.9%	-3,468
70～74歳 （前期高齢者）	-325	67.3%	-334,238	85.1%	-40,923
全体	-483	100.0%	-392,588	100.0%	-24,272

被保険者数（年度平均） 単位：人
 保険給付費 単位：千円
 1人当たり給付費 単位：円